

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針（平成28年6月15日改正）  
 新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正			現 行		
1～3（略）			1～3（略）		
別表1			別表1		
補助対象経費の区分		補助対象となる施設等	補助対象経費の区分		補助対象となる施設等
バスターミナル、 タクシー乗り場の 移動等円滑化に要 する経費	段差の解消	傾斜路、エレベーター等	段差の解消	傾斜路、エレベーター等	
	誘導用ブロックの整備	視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック・点状ブロック）、音声誘導装置	誘導用ブロックの整備	視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック・点状ブロック）、音声誘導装置	
	障害者対応型便所の設置	高齢者、障害者等対応型便所	障害者対応型便所の設置	高齢者、障害者等対応型便所	
	その他	上記の他、省令に限定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの	その他	上記の他、省令に限定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの	
	待合施設	待合所、バス停留所上屋及びベンチ等	待合施設	待合所、バス停留所上屋及びベンチ等	

バリア解消に資する 待合・乗り継ぎ環境 の向上、情報提供に 要する経費	(削除)	(削除)
	ホームページ制作	乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイト及びバリアフリー対応情報提供サイト等のホームページ
	その他	上記の他、省令に限定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの

(注)

1. 旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

バリア解消に資する 待合・乗り継ぎ環境 の向上、情報提供に 要する経費	情報提供案内板	音声触知図案内板、点字案内板、多言語案内板、標識（案内サイン・誘導サイン）、運行情報表示機、乗り場案内表示等（待合所、案内所、乗り場、乗継経路に設置するものに限る。）
	ホームページ制作	乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイト及びバリアフリー対応情報提供サイト等のホームページ
	その他	上記の他、省令に限定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの

(注)

1. 旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。